

別表 自転車小売業者 登録基準及び要件

1. 要領第3条に定める登録基準及び要件は次のとおりとする。
2. 基準(1)から(6)について、「自転車購入者チェックシート」(様式5)により、自転車を購入しようとする者の確認を受けるものとする。

	基準	要件
(1)	自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等(自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を填補することができる保険又は共済)に加入していることの確認を行っていること【条例第14条第1項】	○自転車を購入しようとする者に対し、文書又は口頭で保険への加入確認を行っていること
(2)	(1)の確認により、自転車を購入しようとする者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報の提供を行っていること【条例第14条第2項】	○自転車を購入しようとする者に対し、文書又は口頭で保険に関する情報提供を行っていること
(3)	自転車を購入しようとする者に対し、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること【条例第12条第2項】	○自転車を購入しようとする者に対し、文書又は口頭で自転車の交通ルール等の情報提供を行っていること(主な情報提供の例示) ・自転車は車道が原則、歩道は例外。車道は左側を通行 ・歩道は歩行者優先、自転車は車道寄りを徐行 ・飲酒運転、傘差し運転、スマートフォン操作やイヤホン聴きながらの運転はしない
(4)	自転車を購入しようとする者に対し、条例第10条第1項から第3項までの規定による交通事故の防止のための措置等に関する啓発を行っていること【規則第2条第1号】	○自転車を購入しようとする者に対し、文書又は口頭で交通事故の防止のための啓発を行っていること(主な啓発事項の例示) ・自転車の側面に反射器材を備える等の交通事故の防止のための措置を講ずるよう努めること ・幼児を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、幼児用座席に備えられたベルトを着用させるよう努めること ・幼児又は児童が自転車を利用するときは、保護者は、当該幼児又は児童に道路交通法第63条の11第3項の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、肘当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の着用をさせる等の安全上の措置を講ずるよう努めること ※乗車用ヘルメット着用努力義務化は道路交通法第63条の11に基づく要請であり、条例の規定ではないため、登録基準及び要件とはならないが、自転車を購入しようとする者へ乗車用ヘルメット着用を努めるよう説明することとする。
(5)	自転車を購入しようとする者に対し、条例第11条第1項及び第2項の規定による必要な点検及び整備並びに同条第3項の規定による防犯対策に関する啓発を行っていること【規則第2条第2号】	○自転車を購入しようとする者に対し、文書又は口頭で次の情報の提供を行っていること ・その利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めること ・その利用する自転車について、盗難の防止のための施錠その他の防犯対策に努めること
(6)	自転車を購入しようとする者に対し、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録(次条第5号において「防犯登録」という。)に関する情報提供を行っていること【規則第2条第3号】	○自転車を購入しようとする者に対し、文書又は口頭で防犯登録に関する情報提供を行っていること

(7)	山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第九条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと【規則第2条第4号】	○山梨県暴力団排除条例第9条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらぬこと
-----	---	---